

各労災特別介護施設の給食業務委託調達情報（予定）

I 調達の概要

- 1 契約者 一般財団法人労災サポートセンター
東京都千代田区九段北4-1-3 飛栄九段北ビル10階
電話 03-6834-2565
- 2 調達方法 一般競争入札
- 3 調達内容
当財団が厚生労働省との委託契約において運営する各労災特別介護施設において
365日毎3食の給食を提供する業務
なお、入札（契約）単位は各施設ごと

施設名	所在地	入居者数（人）
北海道労災特別介護施設	北海道岩見沢市かえで町8-1-1	入居者の定員は、各施設とも100名程度であるが、実人員には変動がある。
宮城労災特別介護施設	宮城県富谷市明石台4-8-1	
千葉労災特別介護施設	千葉県四街道市中台511	
愛知労災特別介護施設	愛知県瀬戸市山手町294-5	
大阪労災特別介護施設	大阪府堺市南区城山台5-2-1	
広島労災特別介護施設	広島県呉市神山2-1-15	
愛媛労災特別介護施設	愛媛県新居浜市阿島1-3-12	
熊本労災特別介護施設	熊本県宇土市松原町243	

- 4 調達時期（予定）
入札公告 9月下旬頃
入札 10月中旬頃
- 5 調達期間 平成30年4月1日～平成32年3月31日
- 6 競争参加に必要な資格
官公署（独立行政法人その他の特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人及びを含む。以下同じ。）の行う競争参加資格審査において資格を有すると認められた者又は公益法人及び医療法人との契約の実績がある者等であって当財団が認めた者。

Ⅱ 業務の概要（予定）

1 基本的な業務

（1） 実施献立表の作成及び承認

一般財団法人労災サポートセンター(以下、「センター」という。)が明示する予定献立表に基づき、事前に実施献立表を作成し、予めセンターの承認を得ること。

（2） 給食材料の購入

センターとの協議で決定した献立及び食数表に基づき、給食材料を発注し、購入すること。

なお、食材の購入については、次により行うこと。

①食材料は、安全なものを購入すること。

②保存食及び検食の食材は、日々の食材費の中で賄うこと。

（3） 給食材料の検収及び保管

給食材料の検収を行い、検収した給食材料を速やかに所定の場所に保管すること。

（4） 給食材料の出庫

使用材料の出庫品目と数量を献立表に基づき管理すること。

（5） 調理・盛り付け

献立表に基づき、各食種各々について栄養的においしく安全に調理し、盛り付けに際しては、クイックサービスを基本とし、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくの配慮をするとともに美しく盛り付けるよう努めること。また、入居者によっては、常食での喫食が困難な場合もあるため、基本メニューを基にして、粥食、糖尿食、高血圧食、鉄分強化食など特別食の献立を展開させるとともに、入居者の身体状況等に即した盛り付けを行うこと。

（6） 保存食及び検食

毎食保存食として一般常食の一定量について2週間保存すること。また、検食は、センターが週2回（朝・昼・夕）行い、センターの指定する場所及び時間に配膳すること。

(7) 配膳、下膳、配茶

センターの定める方法により配膳、下膳及び配茶を行うこと。

(8) 厨房等内外の清潔

使用する厨房の設備器具等について、常に清潔を保持し定期的に清掃消毒し、防鼠防虫に万全を期すこと。また、調理室内の塵芥を衛生的に処理し、屋外の所定の場所へ搬出すること(処理費用はセンターの負担とする)。

2 管理的な業務

(1) 人員配置

人員の配置については、施設規模・喫食数等を鑑みて適正人員を確保すること。

なお、配置人員のうち栄養士1名及び、常勤の調理師1名を確保すること。

(2) 業務の代行

火災、労働争議又は業務停止等の事情により、その業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合の保証のため、予め業務の代行者を定めセンターに届け出ると共に、受託者の費用負担を以て「業務代行契約」を締結し、センターにその契約書の写しを提出すること。

(3) その他

ア 食中毒等発生予防のための衛生検査を適切に実施すること。

イ 行事食については、積極的に計画実施すること。ただし、その費用は、献立内容に極端な差が生じないよう日々の食材費の中で賄うこと。

ウ 災害時のための非常食(飲料水及び調理用の水を含む)を日々の食材費の中で賄うものとし、3食3日分を備蓄しておくこと。